

安城市町内公民館建設費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内公民館の建設費等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「町内公民館」とは、地域の住民が文化的活動、教育的活動その他の組織的な活動を行うための施設であって、おおむね次に掲げる施設を備えたものをいう。

- (1) 会議室その他の会議、集会等の開催のために必要な施設
 - (2) 実習室その他の学習等のために必要な施設
 - (3) 事務室その他の事務管理のために必要な施設
- 2 この要綱において「附属施設」とは、町内会が管理する便所、倉庫、自転車置場その他町内公民館に附属し、その用に供せられる施設をいう。
- 3 この要綱において「建設工事」とは、町内公民館又は附属施設（以下「町内公民館等」という。）の新築、建替え又は増築に係る工事（附属施設に係る工事が町内公民館に係る工事と一体として行われる場合は、町内公民館に係る一の工事とみなす。）で、その直接経費の額（下水道接続工事及び乗用エレベータ設置工事の費用を除く。）が10万円以上のものをいう。
- 4 この要綱において「改修工事」とは、町内公民館等の改造又は修繕に係る工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事であって、その直接経費の額が10万円以上のものをいう。
- (1) 屋根の全部又は一部を改造又は修繕する工事
 - (2) 外壁の全部又は一部を改造又は修繕する工事
 - (3) 天井、内壁、床その他内装の全部又は一部を改造又は修繕する工事
 - (4) 基礎の全部又は一部を改造又は修繕する工事
 - (5) その他市長が必要と認めた工事
- 5 この要綱において「下水道接続工事」とは、町内公民館等の公共下水道又は農業集落排水処理施設（以下「下水道等」という。）への接続に係る工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事であって、その直接経費の額が10万円以上のものをいう。

- (1) 下水道等に接続させるために必要な排水管、排水きょその他の排水設備を設置するための最小限度の工事
- (2) 下水道等に接続するためにし尿浄化槽を廃止する工事（し尿浄化槽を廃止するためには必要なたたき等上部構造物の撤去及び新設を含む。）
 - (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、町内会又は町内会の連合組織（以下「町内会等」という。）とする。

(補助対象工事等)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 改修工事
- (3) 下水道接続工事
- (4) 乗用エレベータ設置工事
- (5) 次に掲げる土地（安城市が所有する土地を除く。）の借用
 - ア 町内公民館等の敷地の用に供する土地
 - イ 町内公民館等の利用者のための駐車場の用に供する土地

- (6) 町内公民館等の建設工事等に伴う当該施設の代替用に供する建物等の借用

2 前項の規定にかかわらず、同項第5号及び第6号に掲げるもののうち、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 借上契約（契約の更新をする場合を含む。）に係る敷金、権利金その他のこれらに類する経費
 - (2) 光熱水費等の維持管理費
 - (3) 移転に伴う各種申請、役務費等の諸経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に掲げる補助対象工事等の区分ごとに、同表に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額（下水道接続工事に係るものをお除き、1,000円未満の端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする町内会等が、補助対象工事等に係る箇所についてこの補助金に類似する他の補助金等の交付を受ける場合における補助金の額は、同項の規定により算出される補助金の額から当該他の補助金等の額を控除した額とする。

(補助金の申請等)

第6条 町内会等は、規則第4条の補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事（第4条第1項第1号から第4号までのものをいう。以下この条から第8条までにおいて同じ。）に係る費用の額が500万円以上のもの 施設設計図、平面図、立面図、位置図、見積書及び工事内訳書の写し
- (2) 工事に係る費用の額が500万円未満のもの 平面図、位置図及び見積書
- (3) 第4条第5号の借用 敷地図、位置図及び土地賃貸借契約書の写し又は借地料を確認することができる書類
- (4) 第4条第6号の借用 平面図、位置図及び建物賃貸借契約書の写し又は借家料を確認することができる書類

(実績報告)

第7条 町内会等は、補助対象工事等が完了したときは、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の額が500万円以上のもの 工事契約書、工事に要した経費の領収書等及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付された検査済証の写し（完了検査を要する工事に限る。以下「検査済証の写し」という。）並びに工事が完了したことが分かる写真
- (2) 工事に係る費用の額が500万円未満のもの 工事に要した経費の領収書等の写し及び建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証の写し（完了検査を要する工事に限る。）並びに工事が完了したことが分かる写真
- (3) 第4条第5号の借用 借地料の領収書の写し
- (4) 第4条第6号の借用 借家料の領収書の写し

(施設の保全)

第8条 補助金の交付を受けた町内会等は、次に掲げる取壊し又は改修工事（以下「取壊し等」という。）を行ってはならない。ただし、災害の復旧のために行う場合又は市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 500万円以上の費用を要する工事に係る補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年を経過しない日において行う当該工事箇所を含む取壊し
- (2) 補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年を経過しない日

において行う当該工事箇所を含む取壊し等

- 2 前項ただし書の規定により前項各号に掲げる取壊し等を行う町内会等が、再度この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合は、取壊し等に係る箇所について当該取壊し等の前に実施した補助対象工事等に係る補助金を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象工事等		補助単価	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 建設工事	(1) 複数の町内会が合同して使用する町内公民館（一の町内の連合組織が使用するものを含む。）に係る建設工事で、いずれの町内会も、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去10年間に建設工事（附属施設に係るもの）を除く。）に係る補助金の交付を受けていないもの	1 m ² 当たり 185,000円	次のいづれか低い額 (1) 補助単価×工事に係る延床面積 (2) 実質工事費	4分の3（補助対象経費のうち付表第1の基準額を超える部分にあっては2分の1）	付表第2「補助限度額（ア）」に定める額
	(2) 複数の町内会が合同して使用する町内公民館（一の町内の連合組織が使用するものを含む。）に係る建設工事で、いずれの町内会も、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去5年間に建設工事（附属施設に係るもの）を除く。）に係る補助金の交付を受けていないもの（前号に該当するものを除く。）			2分の1（補助対象経費のうち付表第1の基準額を超える部分にあっては3分の1）	付表第2「補助限度額（イ）」に定める額
	(3) 補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去10年間に建設工事（附属施設に係るもの）を除く。）に係る補助金の交付を受けていない町内会が行う町内公民館に係る建設工事			2分の1	付表第2「補助限度額（ア）」に定める額
	(4) 補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去5年間に建設工事（附属施設に係るもの）を除く。）に係る補助金の交付を受けていない町内会が行う町内公民館に係る建設工事（前号に該当するものを除く。）			3分の1	付表第2「補助限度額（イ）」に定める額
	(5) 補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去5年間に建設工事（附属施設に係るもの）を除く。）に係る補助金の交付を受けた町内会等が行う町内公民館に係る建設工事			0	
	(6) 補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去2年間に附属施設の建設工事に係る補助金の交付を受けない町内会等が行う附属施設に係る建設工事			2分の1	40万円
2 改修工事	(1) 500万円以上の費用を要する改修工事で、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去10年に同一箇所を含む建設工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けていない町内会等が行うもの	1 m ² 当たり 129,500円	次のいづれか低い額 (1) 補助単価×工事に係る延床面積 (2) 実質工事費 ただし、改修工事の箇所が壁等の補助単価を算出することが困難又はふさわしくないと市長が認める場合は、実質工事費を適用する。	2分の1	付表第2「補助限度額（ア）」に定める額
	(2) 500万円以上の費用を要する改修工事で、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去5年に同一箇所を含む建設工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けていない町内会等が行うもの			3分の1	付表第2「補助限度額（イ）」に定める額
	(3) 補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去5年に同一箇所を含む建設工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けた町内会等が行うもの			0	
	(4) 500万円未満の費用を要する改修工事で、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去5年に同一箇所を含む建設工事又は改修工事をしていない町内会等が行うもの			2分の1	200万円
3 下水道接続工事			実質工事費	10分の10	50万円
4 乗用エレベータ設置工事			実質工事費	2分の1	300万円
5 借地	次のいづれか低い額 (1) 1 m ² 当たりの当該年度の固定資産税課税標準額の4% (2) 1 m ² 当たりの実質借地料	次のいづれか低い額 (1) 実質の借地料 (2) 補助単価×借地面積（町内公民館の延床面積の4倍を上限とする。）	3分の2	設けない	
6 借家		実質の借家料	3分の2	10万円／月	

備考 補助単価又は補助対象経費に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

付表第1

連合町内会数	基準額
2町内会	1,000万円
3町内会	1,500万円
4町内会以上	2,000万円

付表第2

世帯数区分	標準延床面積区分	補助限度額	
		補助限度額（ア）	補助限度額（イ）
200世帯未満	150m ² 未満	1,800万円	1,200万円
200世帯以上400世帯未満	150m ² 以上200m ² 未満	2,100万円	1,400万円
400世帯以上700世帯未満	200m ² 以上250m ² 未満	2,400万円	1,600万円
700世帯以上1,000世帯未満	250m ² 以上300m ² 未満	2,700万円	1,800万円
1,000世帯以上1,500世帯未満	300m ² 以上350m ² 未満	3,000万円	2,000万円
1,500世帯以上2,000世帯未満	350m ² 以上400m ² 未満	3,300万円	2,200万円
2,000世帯以上	400m ² 以上	3,600万円	2,400万円

備考

- 1 世帯数区分は、補助対象者である町内会の当該年度の4月1日現在の世帯数（町内会が連合して建設工事を行う場合にあっては、それぞれの町内会の世帯数を合計した数）とする。
- 2 補助限度額は、世帯数区分に応じたものとする。ただし、工事に係る延床面積が世帯数区分に相当する標準延床面積区分を下回る場合は、標準延床面積区分に応じたものとする。
- 3 町内会が連合して建設工事を行う場合の補助限度額は、この表に定める額に2分の3を乗じて得た額とする。